

第1節 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する

1 健康づくり

目 標

- きめ細かな保健サービスを提供できる体制を確立します。
- 自主的な健康づくりを目指した、効果的な保健活動を展開します。
- 保健・医療・福祉・教育等各関係機関と地域が連携し、個人の健康づくりを支援する自主的な地域活動の充実強化を図ります。
- 保健センターなど健康管理拠点の機能充実を図ります。



現 状

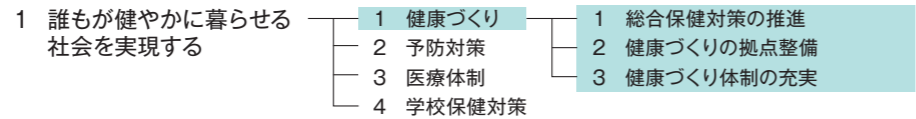
- 医学の進歩や生活水準の向上などにより、女性の平均寿命は世界第1位、男性の平均寿命は世界第2位で、日本は世界有数の長寿国となっています。
- 本町では昭和59年に保健センターを設立し、健康管理事業の拠点として活用しています。
- 自主的に健康づくりに取り組むための啓発や地域全体で健康づくりを支える体制づくり、さらには保健・医療・福祉の連携などの重要性が増してきています。
- 健康意識の高まりを受け、職場での健診や医療機関での人間ドックを利用する人が増加するなど、多様な機会を通じた健康の自己管理が浸透し始めています。
- 平成15年5月に「健康増進法」が施行され、受動喫煙を防止する取り組みが進んだほか、市町村には健康増進計画の策定が求められました。
- 静岡県では、「しずおか健康創造21」を策定しており、本町でも数値目標を掲げた「健やかプラン吉田21」を策定し、全町を挙げて健康づくりに取り組んでいます。
- 地方分権の流れを受けて、老人保健や母子保健など、県から業務が市町村に移管され、保健センターの果たす役割が大きくなっています。このことにより、保健センター施設の受入れ機能の充実が求められています。
- 本町では、平成16年に作成した「吉田町オリジナルダンス」を全住民に普及させるため、啓発に努めるとともに、住民を対象とした講習会を開催し、ダンスを通して地域の活性化、地域のコミュニティづくり、健康づくりに役立てています。また、積極的に健康度を高めることを目的として、また、健康づくりを進めていく手段として、平成17年度から「ヨガ講座」を開催しています。

課 題

- 各年代に応じた健康課題を見だし、年代に合わせた健康教育や生活改善の指導を実践することが必要です。
- 生活習慣病の予防を積極的に実践する健康づくりに重点を置き、「自分の健康は自分でつくる。」という自覚を住民一人ひとりが持ち、健康づくりの意識を高めることを目的とした普及啓発や各種事業の展開を図ることが必要です。
- 健康づくりは地域全体で支えることが重要であり、保健・医療・福祉・教育等各関係機関と地域の連携を深め、健康地域づくりを強化することが必要です。また、事業の充実に伴い、保健センター施設の充実が課題です。
- 住民のニーズを的確に把握し、事業に反映させていくことが必要です。
- 生活環境の変化と急速な高齢化や疾病構造の複雑化により多様化する保健サービスに対応するため、職員の資質の向上及び人材の確保が必要です。
- これまでの健診等のデータ集積をさらに個人の管理データとし充実させ、個々の指導に反映させることができるようにシステムアップを図る必要があります。
- 住民の健康づくりは、「ヨガ」や「吉田町オリジナルダンス」等を取り入れながら、地域が一体となって取り組んでいくことが必要です。



施策体系



施策の方向

1 総合保健対策の推進

- (1) 健康づくりを総合的、効果的に推進するために、健康づくりに関する環境整備の情報や、意識の高揚を図るための情報を住民に対して積極的に提供します。
- (2) 積極的に健康度を高めることを目的に、栄養と運動についての認識を広め、健康寿命の延伸と生活の向上を図ります。
- (3) 個人情報保護に努めながら健康管理システムのデータを有効活用し、地域の健康管理を推進します。
- (4) 住民の健康づくりに対しては、地域の医療機関から様々なサポートを得ながらネットワーク化を図るなど、地域の医療体制の整備を検討します。

2 健康づくりの拠点整備

- (1) 多様化する保健サービスを提供するとともに、健康づくりの拠点としての機能強化を図るため、保健センターの整備を推進します。
- (2) 住民のニーズに合った、手軽に利用できる健康づくりの機材や備品の整備を図ります。
- (3) 各地域に健康づくりの拠点を配置し、健康づくりを推進します。

主要事業名
保健衛生管理事業
健康づくり事業
保健センター整備事業

3 健康づくり体制の充実

- (1) 関係機関と協働し、住民一人ひとりの積極的な参加のもとライフステージにあった健康づくりを推進します。
- (2) 住民の保健サービスの充実を図るため、職員体制の確保と研修会などへの参加により、職員の資質向上に努めます。
- (3) 家庭・地域・学校・関係機関・行政などが一体となって住民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進します。
- (4) 保健・医療・福祉・教育機関が連携を強化し、健康状態や生活状態に応じた、適切で効果的なサービス提供に努めます。
- (5) 家庭・学校・職場などで正しい食習慣の普及啓発を図るとともに、食習慣に関する相談・指導体制を強化します。
- (6) 地域の自主的な健康づくりを促進するため、関係機関や保健委員などとの連携を強化して、効果的に心と体の健康づくりを進めます。
- (7) 地域ごとの組織づくりやリーダーの育成を進め、積極的に健康づくりを進めて疾病を予防することに重点を置いた地域活動を促進します。
- (8) 健康づくりを進めていく手段として、ヨガの普及に向けた取り組みや自主グループづくりに努め、住民の健康づくり・まちづくりにつなげていくことを推進します。
- (9) 吉田町オリジナルダンスの普及に向けた取り組みや組織づくりに努め、地域の活性化、コミュニティづくり、住民の健康づくりを推進します。



■死因別死亡者数の推移

年度	1位		2位		3位		4位		5位		死亡総数(人)
	死因	人	死因	人	死因	人	死因	人	死因	人	
平成11年度	悪性新生物	50	脳血管疾患	22	心疾患	33	不慮の事故	7	肺炎	12	124
12年度	悪性新生物	58	脳血管疾患	14	心疾患	42	肺炎	10	老衰	10	134
13年度	悪性新生物	47	心疾患	38	脳血管疾患	23	不慮の事故	15	老衰	9	132
14年度	悪性新生物	49	心疾患	37	脳血管疾患	25	不慮の事故	10	肺炎	15	136

* 心疾患(高血圧症を除く)

【資料】：静岡県人口動態統計(健康づくり課)

2 予防対策

目標

- 生活習慣病や感染症などに対する予防知識の普及に努めます。
- 各種健康診査を充実し、病気の早期発見・早期治療を推進します。

現状

- わが国では、他国でも類を見ない急速な高齢化が進行しており、食生活の変化や生活習慣の欧米化、生活の利便性向上による運動不足や肥満などにより、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病が増加しています。
- 住民の健康志向の高まりはあるものの、高齢化の進展や高度な医療技術に伴って国民負担となる医療費が年々増加しています。
- 各種予防対策を通じて、疾病の早期発見と早期治療につなげていくことが重要になっています。
- 成人だけでなく小・中学生の生活習慣病が増加しています。
- 社会構造の複雑化、環境の変化に伴いストレスを感じる人が増加しています。
- エイズや肝炎、結核などの感染症が大きく取り上げられています。
- うしりかんりつ
う歯罹患率の低下を図るため、1歳6か月から3歳までの健診・相談において平成13年度から希望児にフッ素塗布をしています。また、就園している4歳児・5歳児の希望児に平成16年度からフッ素洗口をしています。
- 子育て期の保護者からは育児不安の相談が多くなっています。
- 各種伝染病、結核予防のため、「予防接種法」、「結核予防法」に基づき予防接種や胸部レントゲン検診を実施し、早期発見の充実や地域への感染防止を図っています。
- 乳幼児の疾病の重症化を防ぐため、医療費支援により疾病の早期発見、治療に努めることが求められています。本町では、乳幼児医療費助成制度の改正を行い、平成16年7月から入院、治療ともに対象者を未就学年までに拡充しています。
- 国の「医療制度改革大綱」により、医療費適正化対策の柱の一つとして、平成20年度から生活習慣病対策に重点を置いた医療保険者による検診・保健指導が義務づけられます。



課題

- 健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的に一次予防対策では、一人ひとりが生活習慣を改善し、健康増進に努めることが必要です。
- 健診の最大のターゲットを予備軍に絞り、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）になる一歩手前のところで確実にピックアップする健診を行い、徹底した事後指導を展開し、病気に進ませないことが必要です。
- 各種伝染病・結核予防のため、個別予防接種体制を検討することが必要です。
- 疾病予防のため、職場での健康管理を一層促進することが必要です。
- 関係機関と協力し、感染症に対する正しい知識の普及・啓発や、感染症の予防と蔓延の防止対策が必要です。
- 若い世代へのエイズに対する知識を普及することが必要です。
- 5歳児以降の児童に「う歯」が多いため、歯みがき指導・食生活・フッ化物の利用など、継続した「う歯予防対策」が必要です。
- 育児不安を抱える母親への相談や交流の場の充実が必要です。
- 様々な発達状態にある児童への支援の強化、体制整備が必要です。
- 乳幼児の疾病の重症化を防ぐため、医療費支援により疾病の早期発見・治療が必要です。
- 健やかで安心した妊娠期を過ごすことができるよう、不妊治療費助成事業の導入や妊婦健康診査費助成事業の拡大など、妊娠期における支援体制の整備の検討が必要です。

■検(健)診者数(平成16年度)

区分	申込者(人)	受診者(人)
1歳6か月児・3歳児健診	606	588
基本健康診査	3,129	2,358
胃ガン検診	2,993	1,520
肺ガン喀痰検診	99	78
大腸ガン検診	3,198	2,029
乳ガン検診	3,052	1,613
子宮ガン検診	3,052	1,613
結核検診	6,585	5,850

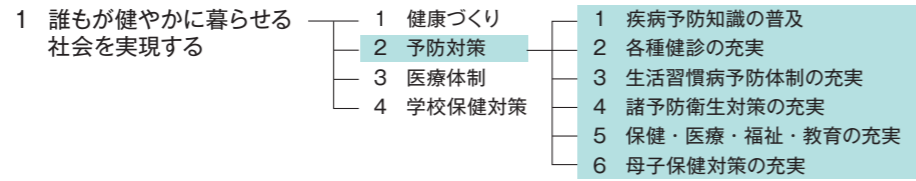
【資料】：健康づくり課

■保健センター利用者数

年度	利用者数
平成12年度	26,212
13年度	26,806
14年度	27,604
15年度	29,524
16年度	29,788

【資料】：健康づくり課

施策体系



施策の方向

1 疾病予防知識の普及

- (1) 生活習慣病予防対策推進のため生活習慣の改善を啓発します。
- (2) 地域や個人に応じたきめ細やかな健康教育・健康相談の充実・強化を図ります。

2 各種健診の充実

- (1) 疾病の早期発見と予防のため、各種健（検）診・健康相談・健康教育の充実を図ります。
- (2) 必要と考えられる診査項目や、住民のニーズに対応した健康診査の充実を図り、受診率の向上に努めます。
- (3) 必要に応じ、医療機関への受診勧奨や保健指導・自己の健康管理指導などの指導体制を強化します。

3 生活習慣病予防体制の充実

- (1) 多様化する住民ニーズに合わせた健診体制を検討します。
- (2) 高血圧・糖尿病・高脂血症・喫煙などの生活習慣に関わる病気に対し、個別に健康教育を実施し、生活習慣の改善を推進します。
- (3) 各年代に応じた歯科保健対策と 8020 運動を推進します。

4 諸予防衛生対策の充実

- (1) 各種伝染病など感染症の予防対策を進めます。
- (2) エイズの予防対策を推進します。
- (3) 口腔診査や衛生指導、療養・保健指導、栄養指導などの訪問指導体制の充実・強化に努めます。
- (4) 保健協力委員などの育成・活動の強化に努めます。
- (5) 生涯、自分の歯でかむことができるよう、う歯や歯周病の予防に重点を置いたライフステージごとの歯科健康教育を推進します。

5 保健・医療・福祉・教育の充実

- (1) 保健・医療・福祉・教育機関などの各関係機関が連携し、健康状態や生活状態に応じた、適切で効果的なサービス提供に努めます。

施策の方向

6 母子保健対策の充実

- (1) 健やかで安心して子育てができるよう、妊娠から育児に至るまでの一貫した健康相談・指導及び健康診査を推進します。
- (2) 児童の発達に即した子育てが行えるよう、児童に関する知識の普及に努めるとともに育児不安の軽減を図ります。
- (3) 乳幼児の疾病の重症化を防ぐため、医療費支援により疾病の早期発見、治療に努めます。
- (4) 健やかで安心した妊娠期を過ごすことができるよう、不妊治療費助成事業の導入や妊婦健康診査費助成事業の拡大など、妊娠期における支援体制の整備を検討します。

主要事業名
伝染病予防・結核予防事業
母子保健事業
成人・老人保健事業



3 医療体制

目標

- 住民の健康と生命を守るため、必要な医療サービスが受けられるように、地域医療体制の整備充実に努めます。

現状

- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療の充実是不可欠な要素となっています。
- 急性期（脳血管障害や心臓病等発症直後で病状の変化が起こり得る時期）の患者や緊急時の対応を行う榛原総合病院と地域の病院・診療所の連携により、地域医療体制を充実していくことが大切になっています。
- 榛原総合病院では、担当医師の不足が深刻化しており、安心して質の高い医療が受けられる体制づくりが求められています。
- 大規模地震などの災害発生時においても医療が確保できるよう、災害時医療の充実が求められています。
- 医療制度改革により、医療機関の機能分化や医薬分業化などが進んでいます。
- 近年の医療は、高齢化や疾病構造の変化に伴う複雑、多様化する症状に対応するため技術の発達が絶え間なく進んでいます。
- 住民のニーズも、健康管理、初期医療からリハビリテーションに至るまで需要が増大しています。
- 大規模地震等の災害に備え、医療救護計画及び医療救護マニュアルの策定を進めています。

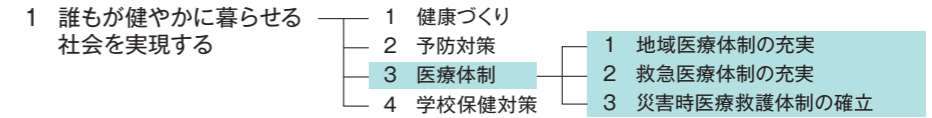
課題

- 周産期医療体制の一層の充実が必要です。
- 身近な地域での医療体制充実のため、かかりつけ医、歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけ、他の医療機関との適切な役割分担と連携が必要です。
- 榛原総合病院を地域の基幹病院とし、医療水準の向上と救急医療体制を早期に充実させる必要があります。
- 一次救急医療と二次救急医療との連携が必要です。
- 大規模地震など災害発生時の医療救護体制を充実していく必要があります。



榛原総合病院待合ホール

施策体系



施策の方向

1 地域医療体制の充実

- 身近な地域で健康管理や、日常的な相談ができる場を持つために、かかりつけの医療機関を持つよう啓発に努めます。
- 榛原総合病院の診療科目を充実し、人口規模に応じた適正な医師・看護師などの医療従事者の確保と医療設備の充実を図ります。
- 医療機関それぞれの役割分担のもと、連携を促進し、地域医療体制を充実します。
- 地域全体での医療水準の向上と医療サービスの充実のため、地域医療機関相互の連携を図ります。

2 救急医療体制の充実

- 休日・夜間の急患に対処するため、一般診療所・病院・救急医療センターと連携し、救急医療体制の整備を図ります。

3 災害時医療救護体制の確立

- 大規模地震等の災害に備えた医療救護体制を整えるとともに、基幹救護病院との連携を図ります。

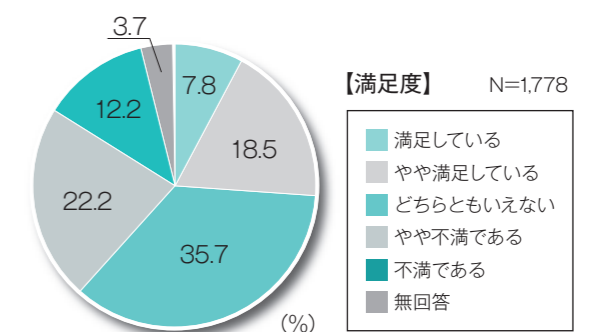
主要事業名
医療体制整備事業

■救急医療体制

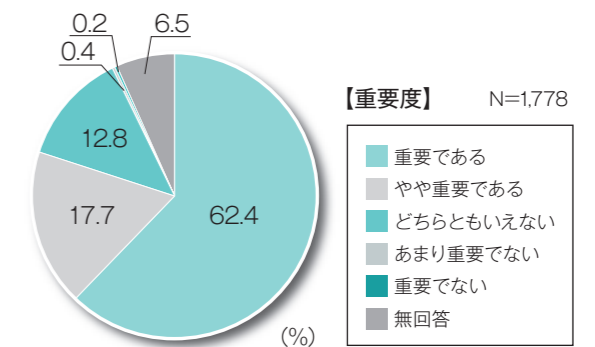
区分	医療機関等
第一次救急医療	医師会による当番医制と4市9町による救急医療センター
第二次救急医療	4 公立病院 (榛原総合病院、市立島田市民病院、藤枝市立総合病院、焼津市立総合病院)
第三次救急医療	静岡赤十字病院

【資料】：健康づくり課

■救急医療体制の評価 【まちづくりのアンケートから】



■救急医療体制評価 【まちづくりのアンケートから】



榛原総合病院

4 学校保健対策

目標

- 保健・医療・家庭・関係機関の連携を強化し、児童・生徒の健康の把握と適切な指導に努めます。
- 学校における児童・生徒の心身の健康指導体制を充実します。

現状

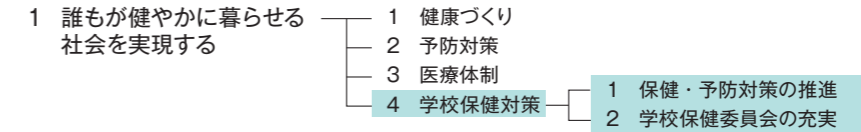
- 全国スポーツテストの結果によると、年々、児童・生徒の体格は向上しているものの、基礎体力の低下が見受けられます。
- 平成17年7月に「食育基本法」が施行され、子どもの頃からの食育や学校における指導体制の強化が求められています。
- 食生活の変化や運動などの減少に伴い、生活習慣病の児童・生徒が増加しています。
- 生活のリズムの乱れやストレスの増大などにより、心身の不調を引き起こしている児童・生徒が増加しています。

課題

- 児童・生徒の体力、運動能力を把握し、自らが課題意識を持って自分にあった体力づくりを意欲的に進めるよう指導することが必要です。
- 心に問題を持つ児童・生徒に対し、学校・家庭・地域が連携をとりながら、心の健康管理・指導の一層の推進を図ることが必要です。
- 小・中学生が自分の健康を考えた食事ができるよう、自己管理能力を養うための具体的な食育が必要です。
- 学校医・保健センター・保護者などとの連携のもと、児童・生徒の健康状態を把握し、実態に即した保健活動を促進する必要があります。



施策体系



施策の方向

1 保健・予防対策の推進

- (1) 保健教育・安全教育・食育を柱とした健康増進の強化に努めます。
- (2) 健康・安全・食について学び、日常生活において必要な知識の普及啓発と生活習慣の改善に努めます。
- (3) 健康診断や健康相談の実施、疾病の予防など、心身の健康管理に努めます。
- (4) 家庭・保護者に対し、身体・心の健康について必要な知識の普及と連携の強化を進め、子どもの健康管理意識を高めるように努めます。

【関連「2 健全な児童・生徒の育成」(P121)】

2 学校保健委員会の充実

- (1) 小学校・中学校・高等学校の教職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保護者・保健センターなどによる「学校保健委員会」の活性化を図ります。



第2節 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する

1 地域福祉

目標

- ・障害のある人も障害のない人も、ともに支えあって生活できるノーマライゼーションの理念のもと、ふれあいのある地域社会の形成を目指します。
- ・地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図り、地域福祉の担い手の育成やサービスが利用しやすい仕組みづくりに努めます。

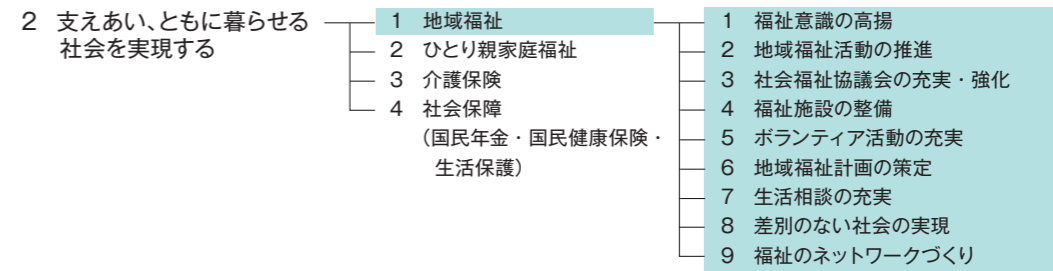
現状

- ・平成12年に「社会福祉法」が施行されたことにより、地域福祉がこれからの社会福祉の中心であるとの方針が示されました。
- ・少子化や高齢化、核家族化の進展により、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においても都市化や核家族化による相互扶助精神が低下しつつあります。
- ・住民の福祉のニーズは多様化しており、高齢者をはじめ障害者（児）及びその家族のニーズは福祉行政にとどまらず、広い分野にまで及んでいます。
- ・住民一人ひとりがお互いを尊重し合う、差別のない社会の実現を目指すための取り組みが求められています。

課題

- ・支えあい、ともに暮らせる社会を実現させるため、住民、行政、企業(事業者)がお互いの役割を発揮し、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。
- ・福祉意識の高揚と福祉教育・福祉学習の充実を図り、一人ひとりが福祉を身近なものとして捉え、理解と協力を深めることができるような環境づくりが必要です。
- ・相談窓口体制をより一層充実していくため、専門的な相談に答えることができる人材を確保することが必要です。
- ・社会福祉協議会は、地域福祉の中核的役割を担い、町と共通の考え方のもとに、独自の活動を展開していくことが必要です。
- ・地域福祉の拠点として社会福祉施設を充実させることが必要です。
- ・地域単位で福祉活動が行えるよう、人材の育成や関係機関との連携をさらに強化して、地域福祉を推進する体制を充実していくことが必要です。
- ・住民一人ひとりがお互いを尊重し合う、差別のない社会の実現を目指すため、人権啓発活動を充実させることが必要です。

施策体系



施策の方向

1 福祉意識の高揚

- (1) 福祉に対する理解を一層深められるよう、広報などを通じて住民の福祉意識の高揚に努めます。
- (2) 家庭・地域・学校教育・社会教育・職場などあらゆる場での福祉教育を促進し、福祉、障害などに対する理解を深めます。

2 地域福祉活動の推進

- (1) 民生委員児童委員協議会や地域社会に密着した活動を行っている自治会等と連携を深め、地域づくりの推進を図ります。
- (2) 民生委員・主任児童委員の研修機会の充実に努め、地域福祉活動に重要な役割を担う人材の育成を支援します。
- (3) 高度化、多様化する福祉ニーズに対応していくため、人材の育成や確保、活動の支援に努めます。

3 社会福祉協議会の充実・強化

- (1) 地域福祉活動の基盤組織である社会福祉協議会の活動指針となる「地域福祉活動計画」をもとに、運営体制の充実・強化を図ります。
- (2) 各種地域福祉サービスの提供や住民・事業者によるボランティア活動の総合的な連絡調整など、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の組織の強化を支援します。
- (3) 住民のニーズに合わせた「巡回バス」サービスの充実を図ります。

4 福祉施設の整備

- (1) 福祉施設の集積を図り、町の福祉拠点として整備を推進します。
- (2) 健康福祉センター「はあとふる」を地域福祉の拠点として、自治会等地域に密着した施設を活用して、より小さな地域単位での福祉の充実を図ります。

5 ボランティア活動の充実

- (1) 地域福祉の担い手となる地域住民やボランティア団体の学習機会を充実し、地域に根ざした住民が主体となる福祉活動を推進します。
- 【関連「5 敬老意識の高揚」(P71)、「4 ボランティア活動の啓発・支援」(P211)】

6 地域福祉計画の策定

- (1) 総合的な福祉政策推進のために、「吉田町地域福祉計画」を策定し、福祉分野における総合推進体制を構築します。

7 生活相談の充実

- (1) 専門的な相談員を配置し、相談窓口体制の充実を図り、住民生活の課題を把握するとともに、実情に即したきめ細やかな対応に努めます。





施策の方向

8 差別のない社会の実現

(1) 人権啓発活動の充実を図り、住民一人ひとりがお互いを尊重し合う、差別のない社会の実現を目指します。

【関連「4 児童虐待の防止」(P69)、「2 健全な児童・生徒の育成」(P121)、「1 男女共同参画社会の推進」(P213)、「2 男女共同参画意識の確立」(P213)】

主要事業名
地域福祉推進事業(社会福祉協議会)
地域福祉推進事業(人権啓発活動)
地域福祉推進事業(地域福祉計画の策定)
地域福祉推進事業(民生委員・主任児童委員活動)

9 福祉のネットワークづくり

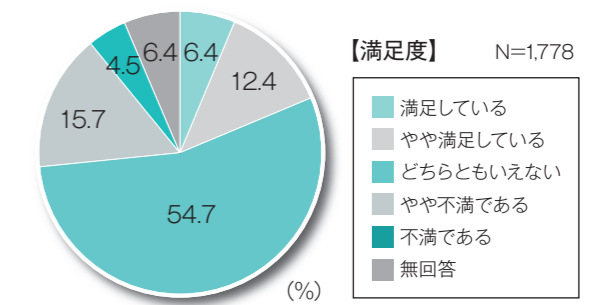
(1) 各種福祉団体・ボランティア・地域・行政が連携し、協働体制の確立・民間活力導入の推進・福祉のネットワークづくりを進めます。

(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、保健・医療・福祉の連携を充実するとともに、自治会等地域団体と住民が相互に協力・連携して地域全体で支えていく福祉体制を構築します。

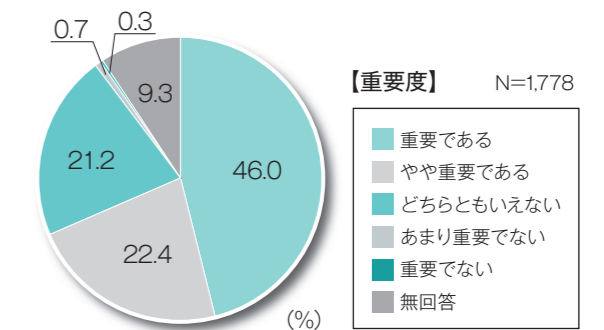
(3) 住民・企業・行政や各種委員会との連携と互いの役割分担により、きめ細やかなサービス提供体制を構築します。



■全体的な福祉環境の評価 【まちづくりのアンケートから】



■全体的な福祉環境の評価 【まちづくりのアンケートから】



健康福祉センター「はあとふる」

■種類別生活保護の推移

各年3月31日現在

年	総数		生活扶助		教育扶助		住宅扶助		医療扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成12年	14	23	12	21	3	11	8	16	17	33
13年	13	19	12	18	2	7	7	12	15	24
14年	14	20	14	20	2	7	8	13	16	22
15年	12	18	11	17	1	4	7	12	13	19
16年	13	18	10	16	1	4	6	11	12	18

【資料】：社会福祉課「生活保護実施状況」

2 ひとり親家庭福祉

目標

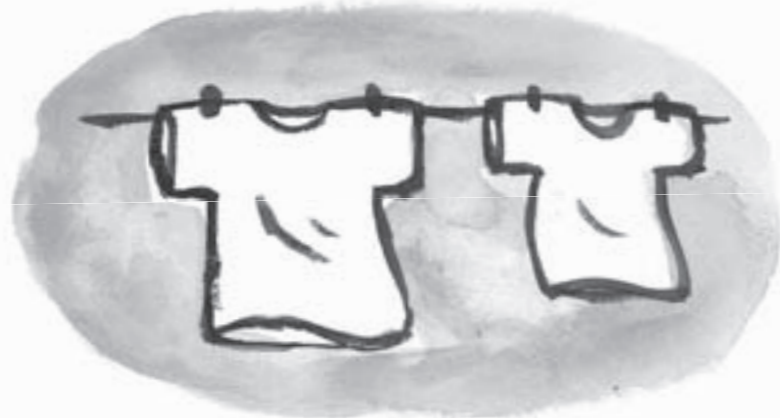
- ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、日常生活の支援や相談指導体制を充実します。
- ひとり親家庭の援助組織の育成に努め、公的年金等社会保障制度の充実と活用促進を図ります。

現状

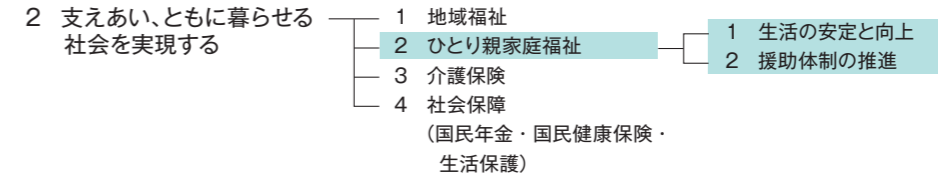
- 離婚件数の増加とともに、ひとり親家庭が増加しており、経済的な援助はもとより、生活環境の向上や精神的な安定が求められています。平成16年12月に母子家庭等医療費助成制度が改正され、医療費の一部負担金が、自動償還払いとなり、対象者がそれまでの18歳から20歳の誕生日に達する前日までの児童まで拡大されています。
- 本町においても、ひとり親家庭が増加し、ひとり親家庭からの相談内容は子育ての悩み、児童虐待や育児放棄など、複雑化した内容となり、専門性が求められています。

課題

- ひとり親家庭の生活の向上を図るため、各種手当や貸付制度など各種福祉制度の充実と活用促進が必要です。
- 民生委員・主任児童委員などによる、ひとり親家庭の実情の把握に努める必要があります。
- 社会福祉協議会や民生委員・主任児童委員との連携を強化して、地域における生活相談、援助体制の充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭の相談・指導体制を充実させるため、家庭相談員の配置が必要です。
- 同じ環境で悩みや問題を持つもの同士の交流の場を設け、相互で助け合いのできる環境の整備を図る必要があります。



施策体系



施策の方向

1 生活の安定と向上

- ひとり親家庭の生活の向上と自立を図るため、各種手当や貸付制度など各種福祉制度の充実と生活実態に応じた経済的支援に努めます。

主要事業名

ひとり親家庭福祉対策事業

2 援助体制の推進

- 社会福祉協議会や民生委員・主任児童委員との連携を強化して、地域における生活相談・援助体制の充実に努めます。
- 民生委員・主任児童委員や家庭相談員などによる相談・指導体制の充実に努めます。
- 同じ環境で悩みや問題を持つもの同士の交流の場を設け、相互で助け合いのできる環境の整備を図ります。

■ひとり親世帯数の推移

年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
父子世帯	29	35	40	39	41
母子世帯	176	188	207	215	234

【資料】：社会福祉課



3 介護保険

目標

- ・介護保険事業計画により、目標年次におけるサービス提供体制の確保に努めます。
- ・保健・医療・福祉分野との連携を図りながら、介護保険制度の円滑な運用に努めます。

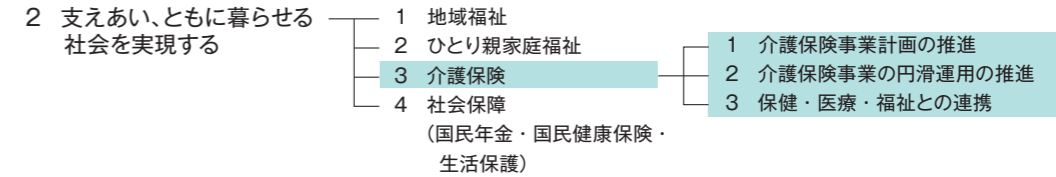
現状

- ・「介護保険法」が改正され、平成18年4月から施行されます。改正の主なものは、「予防重視型システムへの転換」や「施設給付の見直し」等です。
- ・高齢者人口の増加に伴い、認定者数、給付費が年々伸びています。こうしたことから、今後保険料の増加が予想されます。
- ・高齢者のみの世帯、単身の高齢者の増加に伴い、高齢者自らの判断によるサービスの選択決定が、困難となるケースが今後増えていくと予想されます。
- ・本町では、在宅サービスの利用者が、施設利用に比べ拡大しています。
- ・本町では、医療処置の必要な人の短期入所施設が不足しています。
- ・実際に介護をしている家族は、身体的にも精神的にも大きな負担を負っており、介護疲れの状況も生じています。また、家族介護のために、退職、転職などを余儀なくされている人がいます。
- ・ケアプラン作成が困難となる多くの問題が発生しています。
- ・平成17年10月に「施設給付の見直し」が行われ、介護保険3施設の食費・居住費が自己負担になりました。

課題

- ・介護保険制度の浸透を図り、近隣地域やサービス提供事業者など、関係機関との連携を深め、介護保険事業を円滑に推進することが必要です。
- ・介護保険事業計画の見直しは、戦後のベビーブーム世代が65歳に到達する2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に置いて策定することが必要です。
- ・高齢者の生活全体を地域において包括的、継続的に支えるための体制整備が必要です。
- ・生活習慣病対策に加え、日頃からの健康増進と生活機能が低下した際の早期発見・集中的対応が可能な、一貫した体制の確保と効果の上がる介護予防サービスの提供が必要です。
- ・住み慣れた地域での生活を継続できるように「地域密着型サービス」の小規模入所系サービスや居住系サービスの整備などを検討することが必要です。
- ・ショートステイの緊急時ベッドの確保が必要です。
- ・専門的な技能を有するケアマネジャーの確保、人材の育成を支援し、介護サービス事業者による質の高い十分な量のサービスの提供が必要です。
- ・「支援困難事例」を抱えるケアマネジャーを支援する体制の整備が必要です。

施策体系



施策の方向

1 介護保険事業計画の推進

- (1) 高齢者の自立支援を図るため、介護保険サービスの内容や計画について、周知を図ります。
- (2) 介護サービスの必要量に対して十分な供給量と質の高いサービスが確保できるよう努めます。
- (3) 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門的な人材を育成し、意識の高揚、資質・専門性の向上を図ります。
- (4) 介護保険制度の改正状況や近隣市町の動向などを踏まえ、定期的に計画の見直しを進め、事業費や保険料の適正化などに努めます。

3 保健・医療・福祉との連携

- (1) 保健・医療・福祉の関係機関、各種協議会との連携強化を図り、効果的・効率的なサービスの提供に努めます。
- (2) 高齢者の日常生活の状態、サービスの利用状況を把握し、必要なサービスを的確かつ迅速に提供するための体制整備に努めます。

主要事業名
介護保険事業
低所得者利用者負担額軽減措置事業

2 介護保険事業の円滑運用の推進

- (1) 介護サービスの質を向上させるため、介護サービス事業者に対し、利用者との契約に基づく適正なサービス提供がなされているか調査し、指導を推進します。
- (2) 介護保険に関する総合相談窓口を設置し、苦情や相談に適切に対応するとともに、利用者の利益と権利を守ります。
- (3) 介護保険制度の理解を深め、介護サービスを利用しやすくするために情報提供に努めます。
- (4) 低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人が利用者負担額を軽減する場合は公費で助成します。



4 社会保障(国民年金・国民健康保険・生活保護)

目標

- 世代間の助け合いで将来の生活を支えあう年金制度について、住民の一層の理解と協力が得られるよう、働きかけていきます。
- 国民健康保険税の適正な賦課と収納率向上、レセプト点検による医療費の適正化と疾病構造の分析を推進していきます。
- 福祉・医療・保健の各行政分野が一体となって、被保険者に健康づくりを啓発していきます。
- 関係機関との連携のもとに、生活保護者の支援と自立の促進に努めます。

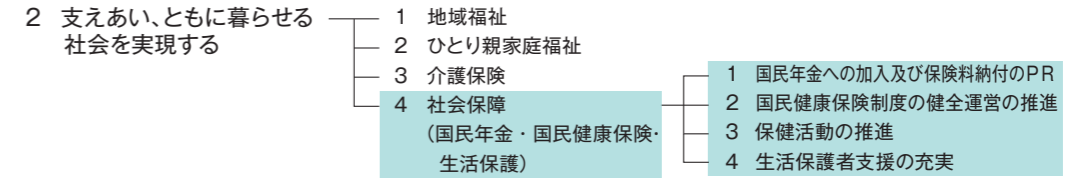
現状

- 国民年金制度は、現役世代が高齢者世代を助ける世代間扶助の考え方のもとに創設された社会保障制度です。
- 少子高齢化の進展、経済の低成長、経済構造の変化などの社会状況の変化や制度に対する不信感などから、国民年金保険料の未納者が増加しています。
- 国民健康保険制度は、加入者が保険税を出し合うことで、いつでも、必要な時に、十分な医療が受けられるようにする医療保険制度のひとつです。
- 国民皆保険の制度のもと、社会保険に加入していない人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入することになっています。
- 被保険者の高齢化や医療技術の進展などにより医療費が増加しています。
- 国民健康保険税収入の伸びが鈍化しており、今後国民健康保険の運営がますます難しくなるものと予想されます。
- 支援が必要な生活保護者が自立した生活を送るため、支援しています。

課題

- 広報紙等により社会保障制度の啓発が必要です。
- 国民年金制度に対する住民の理解を深め、未加入者、保険料未納者を解消することが必要です。
- 国保事務の効率化を図るため、個人情報などデータの保護に努めながら、高度情報化を推進することが必要です。
- 国民健康保険財政の健全な運営のため、医療費の適正化や収納率の向上、制度の啓発などに取り組むことが必要です。
- 国民健康保険被保険者に対し、健康の維持管理に対する意識を啓発し、保健事業と連携を図り、医療制度だけに頼らない健康管理を進めることが必要です。
- 人間ドックを受診できる現在の医療機関の適正について検討が必要です。
- 支援が必要な生活保護者が自立した生活を送るため、支援していくことが必要です。

施策体系



施策の方向

1 国民年金への加入及び保険料納付のPR

- (1) 年金制度への理解を深めるとともに、制度の重要性を周知するため、様々な機会を捉えて情報の提供と意識啓発を推進します。
- (2) 誰もが年金を受給できるよう、国との連携により制度の仕組みなどに関する幅広い年金相談の充実を図るとともに、未加入者及び未納者への適正指導に努めます。

2 国民健康保険制度の健全運営の推進

- (1) 様々な啓発活動を通して国民健康保険や老人保健制度に対する理解を深めるとともに、保健・医療と連携して一層の住民自らの健康管理を促進します。
- (2) 資格取得、喪失などの適用の適正化に努めるとともに、保険制度の健全な運営のために口座振替などによる収納率向上に努め、税収の安定化を図ります。
- (3) レセプト点検や健康づくり事業を充実させ、医療費の適正化を進めます。
- (4) 国保事務の効率化を図るため、個人情報等データの保護に努めながら、高度情報化を推進します。
- (5) 医療費の適正化のため、高齢者世帯を中心とした訪問指導など、健康管理の指導体制を強化し、多受診の防止に努めます。

3 保健活動の推進

- (1) 関係機関と連携をとりながら、健康づくり事業を推進し、疾病の早期発見と予防に努めます。
- (2) 被保険者への健康づくりの啓発・広報活動に努めます。
- (3) 人間ドック等の、保健事業を推進します。

4 生活保護者支援の充実

- (1) 保護が必要な世帯の実態把握に努め、的確に保護を実施します。
- (2) 関係機関と連携して生活援助や資金の貸付の相談に応じ、自立助長に向けた援護の充実に努めます。
- (3) 民生委員・主任児童委員などとの連携を強化して、地域における生活相談・援助体制を充実させるとともに、低所得者の自立助長のため、窓口での相談や指導業務を充実します。
- (4) 低所得者の自立意欲の向上と生活安定を図るため、生活指導や相談活動の充実を図ります。

主要事業名
国民健康保険事業
老人保健事業

■国民年金の適用状況

種類 年度	加入者(人)			受給者(人)									
	強制	任意	計	拠出年金						福祉年金			
				老齢	障害	母子	寡婦	遺族	遺児	計	老齢福祉	障害基礎	計
平成12年度	6,216	10	6,226	4,000	276	1	10	89	-	4,376	30	135	165
13年度	6,465	14	6,479	4,163	278	1	10	80	-	4,532	20	133	153
14年度	6,631	11	6,642	4,384	289	1	7	76	-	4,757	17	137	154
15年度	6,631	10	6,641	4,558	307	0	6	61	-	4,932	11	145	156
16年度	6,552	15	6,567	4,776	318	0	7	43	-	5,144	6	151	157

【資料】：町民課

■国民健康保険加入状況

項目 年度	被保険者		一人当たり保険税負担金(円)	一人当たり保険給付額(円)
	世帯数	世帯員		
平成12年度	3,931	8,921	88,288	146,296
13年度	4,066	9,216	89,473	143,204
14年度	4,254	9,550	89,348	117,170
15年度	4,379	9,737	83,784	142,886
16年度	4,521	9,933	102,597	151,704

【資料】：町民課



第3節 子どもが健やかに育つ環境をつくる

1 児童福祉

目 標

- ・次代を担う児童の心身ともに健やかな育成を推進していきます。
- ・地域ぐるみの子育て支援社会を実現していきます。

現 状

- ・共働きやひとり親家庭の親たちが安心して子どもを育てることができ、働く親を持つ子どもたちが健やかに育つ社会システムが求められています。
- ・核家族化や少子化の進展で、子育て中に孤立化し、不安や悩み、ストレスなどから児童を虐待してしまう保護者の増加が懸念されています。
- ・本町では、児童・婦人虐待防止ネットワーク会議を組織し、早期発見と早期対応に努めるとともに県から移譲された児童相談業務として、児童虐待を主とした一次相談と対応業務を行っています。
- ・本町の保育所では、保育時間の延長、土曜日午後の保育が求められています。
- ・安全で安心して遊具を使用するための維持、管理が求められています。
- ・不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題への対応が求められています。
- ・児童の生活において遊び場・時間・仲間が減少し、異年齢集団での多彩な遊びが失われ、学校外での社会経験が不足しているため、対人関係での社会性やコミュニケーション能力の低下が問題となっています。
- ・本町では、平成11年3月に「吉田町エンゼルプラン」を策定し、各種の子育て支援施策を推進しています。
- ・平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立したことにより、本町では、平成17年4月に「吉田町次世代育成支援行動計画」を策定し、住民のニーズにあった各種の子育て施策を実施しています。
- ・子どもの心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めることが求められています。

課 題

- ・少子化に歯止めが掛からない状況から、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、安心して子どもを生み育てるための総合的な施策の実施が必要です。
- ・児童の心身の健やかな成長のために、地域や家庭と保健・福祉・教育などの連携による総合的な子育て支援が必要です。
- ・保育サービスを充実するため、適正な保育士の配置や施設整備、地域需要に応じた対応が必要です。
- ・子育てと仕事の両立の支援、多様な保育サービスの提供が必要です。
- ・子育てに関する不安解消のために、家庭や子どもに対する相談体制の充実が必要です。
- ・安心して子どもが遊ぶことのできる環境が必要です。
- ・子育て支援を基本に、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーション不足を解消する取り組みが必要です。
- ・児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を集団的・個別的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域活動の育成助成を図ることが必要です。
- ・夫婦共働きの一般化、家庭生活との両立が困難な職場など児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童の健全育成を支援することが必要です。
- ・子どもの心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要です。



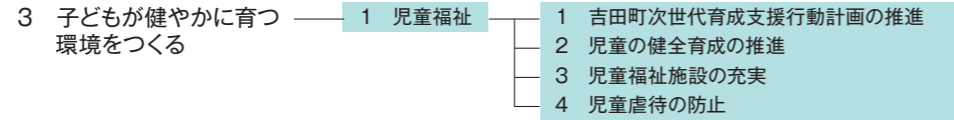
■保育園児数の推移

各年5月1日現在

区分		年度					
		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
児 童	保育所定員	560	560	560	590	590	590
	保育所措置人数	522	524	545	565	549	531

【資料】：社会福祉課

施策体系



施策の方向

1 吉田町次世代育成支援行動計画の推進

- (1) 子どもたちが健やかに育つよう「吉田町次世代育成支援行動計画」を推進します。
- (2) 地域における子育てや支援サービスの充実として保育所・幼稚園・町における子育て支援サービスの充実に努めます。また、子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報の提供や相談・助言をはじめ、地域の子育てサークル等の支援を行います。さらに、ボランティアによる活動を促進します。
- (3) 保育・幼児教育の充実のため、多様なニーズに応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。また、幼保連携や世代間交流などを進めます。
- (4) 子育て支援ネットワークづくりのため、関係機関が連携して子育て支援に取り組み、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。また、子育て支援サービスのネットワーク化を進めるため、子育て支援に適した人材の育成と発掘を図ります。
- (5) 子どもの居場所確保のため、児童館事業や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実に努めます。さらに、いじめ、非行や不登校の問題行動については、児童相談所・学校等の関係機関と地域の連携を強化し、適切な対応に努めます。

- (6) 食育の推進のため、あらゆる機会を通じた食に関する情報提供と食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
- (7) 次代の親の育成のため、児童に対する福祉体験や育児体験の場を提供します。
- (8) 家庭や地域の教育力を向上させるため、相談や情報提供、皆が集う機会の充実などを通じて、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- (9) 仕事と子育てを両立させるため、住民のニーズに合った保育サービスの充実と放課後児童対策の充実に努めます。
- (10) 障害児に対しては、保健・医療・福祉・教育部門が連携をとりながら、専門的立場で対応するとともに、障害に応じた専門機関のサポートを受けながら、適切な医療と指導が行われるよう支援体制の充実に努めます。

【関連「3 子育て家庭への支援」(P119)】



施策の方向

2 児童の健全育成の推進

- (1) 子ども会や母親クラブなど、子どもの健全育成の指導者の質の充実に努め、子育て支援事業の円滑な推進を支援します。
- (2) 児童を健全に育成するため、地域交流、世代間交流、各種団体の交流の場や機会の充実に努めます。
- (3) 育児の父親参加の啓発や育児教室、父親教室の充実に努めます。援助に必要な家庭の把握のため民生委員・主任児童委員の活動を充実し、実情に応じた援助ができる体制を整えます。
- (4) 保育所や小学校などで高齢者をはじめとする他世代にわたる交流を進めます。

3 児童福祉施設の充実

- (1) 施設の老朽化などに対応するため、保育施設の整備を計画的に実施し、保育環境の充実と、施設の安全性の向上を図ります。
- (2) 児童育成の活動拠点、また、児童の遊び場を確保するために、児童館や児童遊園の整備と維持管理を推進します。
- (3) 児童館を吉田町子ども会育成連合会、母親クラブ等子育て支援団体の活動の拠点として利活用し、ボランティア活動、コミュニティ活動の一層の推進を図ります。

4 児童虐待の防止

- (1) 子どもへの身体的・心理的虐待や養育の放棄などに対して、関係機関と連携して早期発見・早期対応するとともに、被害を受けた子ども及び関係者への心のケアや再発防止の取り組みを支援します。
- (2) 被害にあった子どもを保護するため、家庭児童相談室やスクールカウンセラーなどを通じて状況を把握し、関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。
- (3) ケースネットワーク会議（児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力）を推進します。
- (4) 近隣の市町と合同で虐待予防教室を開催し、担当職員の資質の向上を図ります。
- (5) 子どもの健やかな成長のために家庭児童相談室を開設し、関係機関との連携により育児相談体制を検討します。

【関連「8 差別のない社会の実現」(P56)】

主要事業名
保育所事業
児童館運営、児童館活動事業
児童遊園整備事業
放課後児童クラブ
吉田町次世代育成支援行動計画推進事業 (児童健全育成推進、児童虐待防止事業)
吉田町次世代育成支援行動計画推進事業 (児童手当支給事業)

第4節 誰もが暮らしやすい環境をつくる

1 高齢者福祉

目標

- 行政・家庭・地域が一体となった、高齢者福祉の充実を図ります。
- 高齢者が生きがいを持ち健康な生活を送れるよう、介護予防や生活支援を充実します。

現状

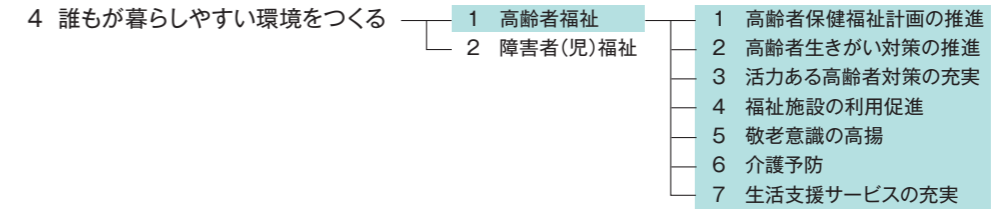
- 「介護保険法」が改正され、平成18年4月から施行され、「予防重視型システムへの転換」が必要となります。
- 生きがいづくりや社会参加、健康づくりが主な視点となっており、「安心して住みつけられるまちづくり」を進めています。
- 本町でも高齢者数が年々増加しており、団塊の世代が高齢期に突入することもあり、平成27年には高齢化率が23.4%に達するものと推計されています。
- 高齢者福祉サービスに対する個人の要望が多様化している中で行政・利用者ともに負担が求められます。
- 本町では、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、認知症高齢者、家族と同居しているが昼間は一人という高齢者が増加しています。



課題

- 「予防重視型システムへの転換」により、虚弱高齢者等の介護予防に力を入れていくことが必要です。
- 高齢者が健康で安心して暮らしていくために、ゆとりや生きがいを感じられる生活環境や活動の場が必要です。
- 高齢者の閉じこもり等を予防する「生きがいデザインサービス」事業を効果的に継続していくことが必要です。
- 健康福祉センター「はあとふる」等の管理は、指定管理者制度の導入により、経費を抑制していくことが必要です。
- 高齢者の健康増進、疾病・認知症・寝たきり・閉じこもり等の予防に努めることが必要です。
- 在宅介護を行っている介護者の精神的、経済的支援が必要です。
- 利用者本人だけでなく、家族や身内の人にも事業のことを理解してもらうことが必要です。
- 保健・医療・福祉が連携し、高齢者が施設に依存せず自宅で暮らせるように支援していくことが必要です。

施策体系



施策の方向

1 高齢者保健福祉計画の推進

- 誰もが「安心して住みつけられるまちづくり」を進めるため、住民・民間事業者・NPOなどと連携を図りながら高齢者保健福祉計画の実現に取り組みます。
- すべての高齢者に対して、生活する上で必要となる各種福祉サービスの提供や地域支援事業を推進します。
- 地域社会において、高齢者を支援できる体制づくりを目指します。
【関連「4 防火意識の徹底」(P90)、「5 高齢化社会の住宅環境づくり」(P155)】

2 高齢者生きがい対策の推進

- 老人クラブ(さわやかクラブ)活動の活性化を促進するとともに、高齢者の社会教育活動や文化活動への積極的な参加を支援します。
- 高齢者が培ってきた知識・経験・技能を生かす、社会参加の機会や創出の場の整備に努めます。
【関連「2 労働環境の向上」(P197)】

3 活力ある高齢者対策の充実

- シルバー人材センターの充実や組織の運営を支援し、高齢者の雇用機会の増大や社会参加の場の確保に努めます。
- 学校や地域の行事を通じて、後世に伝えるべき遊びや文化等の伝承を推進します。

4 福祉施設の利用促進

- 健康福祉センター「はあとふる」等の老人福祉施設の充実を支援するとともに、利用を促進し、心身の健康保持、増進、相談事業の推進に努めます。

5 敬老意識の高揚

- 地域ぐるみの相互扶助的福祉の実現を目指すため、ボランティア活動等の支援に努めます。
- 高齢者に対する理解と高齢者福祉に対する関心を深めていきます。
【関連「5 ボランティア活動の充実」(P55)、「4 ボランティア活動の啓発・支援」(P211)】

6 介護予防

- できる限り要介護状態に陥ることなく、高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう、地域支援事業を推進します。
- 疾病・認知症・寝たきり・閉じこもり等を予防するとともに健康な生活習慣づくりを促すため、健康知識の普及や意識啓発を図ります。

7 生活支援サービスの充実

- 家にとじこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練や趣味活動(生きがい活動)等、各種サービスの提供を推進します。
- 高齢者が要介護状態になった場合においても、高齢者の希望を最大限に尊重しながら、可能な限り有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

主要事業名
高齢者介護予防事業
地域支援事業
高齢者福祉事業(杉の子園整備費補助金)
高齢者社会参加推進事業
養護老人ホーム「相寿園」管理運営事業

2 障害者(児)福祉

目標

- ・障害の発生予防からその軽減、社会復帰を目指す総合的な支援システムの実現を図ります。
- ・身体・知的・精神障害者(児)が、それぞれの障害について地域社会の理解を得て、ともに生活できる環境づくりを推進していきます。

現状

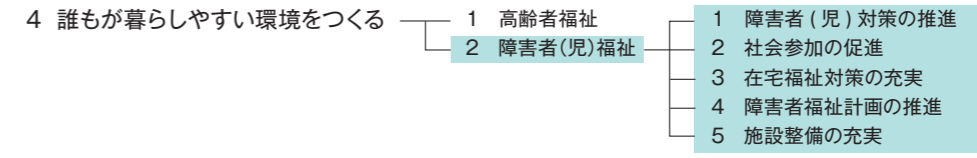
- ・平成18年4月から「障害者自立支援法」が制定され、身体・知的・精神障害者(児)の福祉施策が一元化されました。
- ・障害者のニーズに応えるため、平成17年4月から、地域活動支援センターである知的障害者のデイサービス事業を始めました。
- ・公共職業安定所を中心として障害者雇用を促進していますが、景気の低迷により雇用が難しくなっています。
- ・乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した障害者(児)への支援体制の整備が求められています。
- ・関係機関と協力して民間企業の障害者雇用を促進するなど、就労対策の推進が求められています。
- ・障害者(児)の社会生活への適応訓練・自立訓練・就労訓練のための施設整備の推進が求められています。

課題

- ・道路や公共施設のバリアフリー化といった物理的な障害だけでなく、心理的な障害を取り除き、障害を持つ人も持たない人もともに地域の中で暮らせるよう、環境整備を図ることが必要です。
- ・各相談員に積極的に研修に参加してもらうなど、より専門的な相談に対応できるように資質の向上に努めていくことが必要です。
- ・障害の種別に関係なく専門的職員の配置、ニーズに応じた自立支援を促進するため、社会福祉施設の整備を進めることが必要です。
- ・医療・福祉関係機関との連携を強化し、障害の発生防止や早期発見・早期治療に努めることが必要です。
- ・関係機関と協力して民間企業の障害者雇用を促進するなど、就労対策を推進することが必要です。
- ・住民のニーズにあった「吉田町障害福祉計画」及び「吉田町障害者基本計画」の策定が必要です。
- ・障害者(児)の社会生活への適応訓練・自立訓練・就労訓練のための施設整備を推進することが必要です。



施策体系



施策の方向

1 障害者(児)対策の推進

- (1) 障害者(児)が暮らしやすい環境をつくるため、福祉制度の周知に努めるとともに、他機関との連携を密にして、障害者(児)の支援に努めます。
- (2) 子育て支援情報連絡会を含む地域自立支援協議会を通し、各関係機関との連携を深め、各年代に応じた自立に向けての指導を検討し、適切な福祉サービスを提供します。
- (3) 医療・福祉関係機関との連携を強化し、障害の発生防止や早期発見・早期治療に努めます。

【関連「4 防火意識の徹底」(P90)】

2 社会参加の促進

- (1) 障害者(児)の福祉団体との連携を図るとともに、社会活動への積極的参加を促進します。
- (2) 関係機関と協力して民間企業の障害者雇用を促進するなど、就労対策を推進します。
- (3) 障害者(児)がその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できるしくみづくりを促進します。
- (4) 障害者(児)の社会参加を促進するため、手話通訳、外出支援、点訳などの支援ボランティアの育成・拡大・充実を促進します。

3 在宅福祉対策の充実

- (1) 身体・知的・精神障害者相談員及び民生・児童委員による相談・指導を充実するとともに、地域生活支援コーディネーターとの連携強化に努めます。
- (2) 障害者(児)の自立した日常生活・社会生活を支援するために、専門的職員を配置し、地域生活支援事業の充実に努めます。

4 障害者福祉計画の推進

- (1) 住民のニーズにあった「吉田町障害福祉計画」及び「吉田町障害者基本計画」を策定します。

5 施設整備の充実

- (1) 障害者(児)の社会生活への適応訓練・自立訓練・就労訓練のための施設整備を推進します。

主要事業名
障害者(児)自立支援事業
障害者(児)在宅福祉事業 (デイサービスセンター・駿遠学園)
障害者(児)社会参加推進事業



■種別障害者手帳所持者数の推移

年度		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
区分						
身体障害者手帳所持者		794	812	849	783	784
	視覚障害	71	68	66	56	53
	聴覚障害	52	53	56	45	45
	音声言語障害	7	8	8	7	7
	肢体不自由	455	463	478	445	457
	内部障害	209	220	241	230	222
療育手帳所持者		89	127	123	129	134
精神障害者保健福祉手帳所持者		42	54	65	70	70

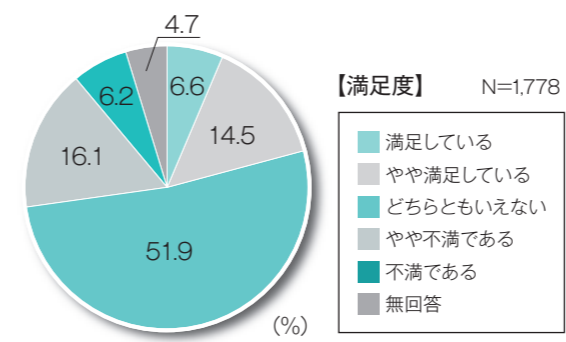
【資料】：社会福祉課

■65歳以上の高齢者人口の推移

年度		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
区分						
高齢者	65歳以上人口 (対人口比:%)	4,503 16.0%	4,664 16.5%	4,783 16.8%	4,935 17.2%	5,055 17.5%
	在宅寝たきり老人	118	117	116	142	154
	単身老人	148	165	197	187	303

【資料】：高齢者支援課

■障害者や高齢者に対する福祉対策の評価【まちづくりのアンケートから】



■障害者や高齢者に対する福祉対策の評価【まちづくりのアンケートから】

